

中央協議会について

開催趣旨

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議を開催する。

構成

議長 長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣
副議長 長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

検討の視点

1. 労働生産性の向上

- ・短い時間で効率的に運ぶ
- ・たくさん運んで、しっかり稼ぐ
- ・運転以外の業務も効率化 等

2. 多様な人材の確保・育成

- ・力仕事・泊まり勤務等からの解放
- ・誰でも働きやすい職場づくり
- ・免許を取る人を増やす 等

3. 取引環境の適正化

- ・荷主・元請の協力の確保
- ・運賃・料金の適正収受 等

スケジュール

平成29年6月29日 第1回 現状と課題、今後の進め方 等
8月28日 第2回 「直ちに取り組む施策」の取りまとめ
平成30年2月20日 第3回 取組の進捗状況、政府行動計画の策定方針
5月30日 第4回 「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の決定 等

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要

―「運び方改革」と安全・安心・安定(3A)の職業運転者の実現―

2018.5.30
関係省庁
連絡会議
決定

背景・現状

- ・トラック・バス・タクシーの運転者は、全職業平均に比べ、年間労働時間が1~2割長いにも関わらず、年間賃金は1~3割低い状況。
- ・2017年度の「自動車運転の職業」の有効求人倍率は、2.81倍と運転者不足が深刻。
（「職業計」は1.38倍）



物流の停滞や、生活交通路線の廃止・減便、観光客輸送への支障など、生じる恐れ。



政府行動計画の内容

○計画期間

計画の策定の日から自動車の運転業務に対する罰則付きの時間外労働の上限規制の適用開始（2024年4月1日予定）までの期間。

○数値目標

- （目標1）2023年度末までのできるだけ早い時期に全ての事業者が一箇月の拘束時間の限度及び休日労働の限度に関する基準を遵守している状態。
- （目標2）2024年度末までのできるだけ早い時期に全ての事業者の全ての運転者の時間外労働が年960時間以内となっている状態。

○取り組む施策の概要

以下のような観点から88施策を記載（別紙参照）

I. 長時間労働是正の環境整備

- (1) 労働生産性の向上
- (2) 多様な人材の確保・育成
- (3) 取引環境の適正化

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

○計画の実効性の確保

主に以下の指標をモニタリングしていく。

労働時間、賃金、運転者の需給、運転者の構成

働き方改革の実現に向けた方針

自動車運送事業の働き方改革の実現と運転者不足の解消には、**荷主企業や国民**などの様々な**関係者の理解と協力**が必要不可欠。

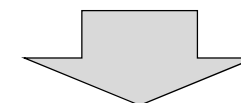
○荷主企業に対しては

以下の視点から改めて確認・点検を要請。

- ・自社の業務運営が**運転者に過度の負担**を与えてしまっていないか。
- ・**出荷量の偏りを平準化、入出荷を集約化**するなど、必要となるトラックの**稼働台数を節減**できないか。
- ・運送事業者からの具体的な改善提案に対し、協議に応じているか。

○国民や企業には

宅配便の**再配達**の削減や**引越時期の分散**について協力を要請。



我が国の自動車運送の現場を、**女性や高齢の運転者**も活躍しやすい、より**ホワイトな労働環境**に変えていき、**必要な運送サービスを安定的に確保**。

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要

ー長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセルー

～「運び方改革」と3 A（安全・安心・安定）労働の実現に向けた88施策～

2018.5.30
関係省庁
連絡会議
決定

自動車の運転業務への罰則付きの時間外労働の上限規制の導入（2024年4月予定）に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

I. 長時間労働是正の環境整備

「★」を付した施策は、「直ちに取組む施策」
（2017年8月）以降の追加施策

（1）労働生産性の向上

①輸送効率の向上【警・農・経・国・環】

- ・輸送分野別の取組の強化★
- ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
- ・トラック予約受付システムの導入促進（荷待ち時間短縮）
- ・機械荷役への転換促進（荷役時間短縮）
- ・高速道路の有効活用（走行時間短縮）
- ・宅配ボックスの普及促進（再配達削減）
- ・ダブル連結トラックの導入促進（車両の大型化）

②潜在需要の喚起による収入増加【国】

- ・インバウンド需要の取り込み★
- ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入

③運転以外の業務も効率化【国】

- ・IT点呼の更なる導入拡大★

（2）多様な人材の確保・育成

①働きやすい環境の整備【厚・農・国】

- ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
- ・中継輸送の普及促進（泊まり勤務を日帰り勤務に）
- ・機械荷役への転換促進（力仕事からの解放）（再掲）

②運転者の確保【警・厚・国】

- ・第二種免許制度の在り方についての検討
- ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

（3）取引環境の適正化

①荷主・元請等の協力の確保【厚・農・経・国】

- ・「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の推進★
- ・輸送分野別の取組の強化★（再掲）
- ・引越運送における人手不足対策の推進★

②運賃・料金の適正収受【国】

- ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
- ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

①「働き方改革の実現に向けた
アクションプラン」の実現支援【国】
事業者団体による取組を支援

②ホワイト経営の「見える化」【国】
ホワイト経営に取り組む事業者の
認証制度の創設

③労働時間管理の適正化の促進【国】
ICTを活用した運行管理の普及方策の
検討・実施★

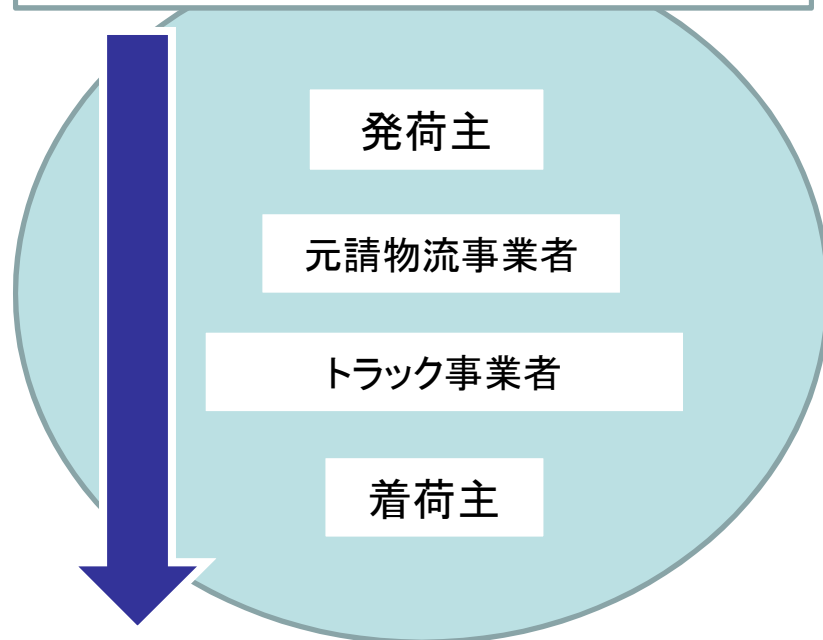
④行政処分の強化【国】
新処分基準による行政処分の実施

「ホワイト物流」実現国民運動(仮称)

平成30年5月30日
第4回関係省庁連絡会議資料

- 運転者不足に対応し、我が国の産業活動や国民生活に必要な物流機能を安定的に確保するため、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の関係省庁と荷主や物流事業者の関係団体、労働組合等が連携し、労働生産性の向上と、女性や高齢者を含む多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実現に取り組む運動を強力に推進する。
- 今後、関係者との調整を速やかに進め、本年秋頃までに「ホワイト物流」実現国民運動(仮称)の推進体制を立ち上げるとともに、順次、運動の拡大・深化を図っていくこととする。

～物流プロセス全体で取組を展開～



運動のイメージ

- 関係者にて調整の上、発・着の荷主、元請物流事業者等の関係者が、今後取り組むべき事項や具体的な推進方策をとりまとめ、公表・実施。

(取り組みイメージ)

トラック予約受付システムの導入
ドライバーの手荷役作業の軽減
下請は二次下請まで 等

- 好取組の情報発信・横展開
- 政府行動計画のフォローアップ結果を踏まえ、必要に応じ推進方策等を見直し。

荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組の推進

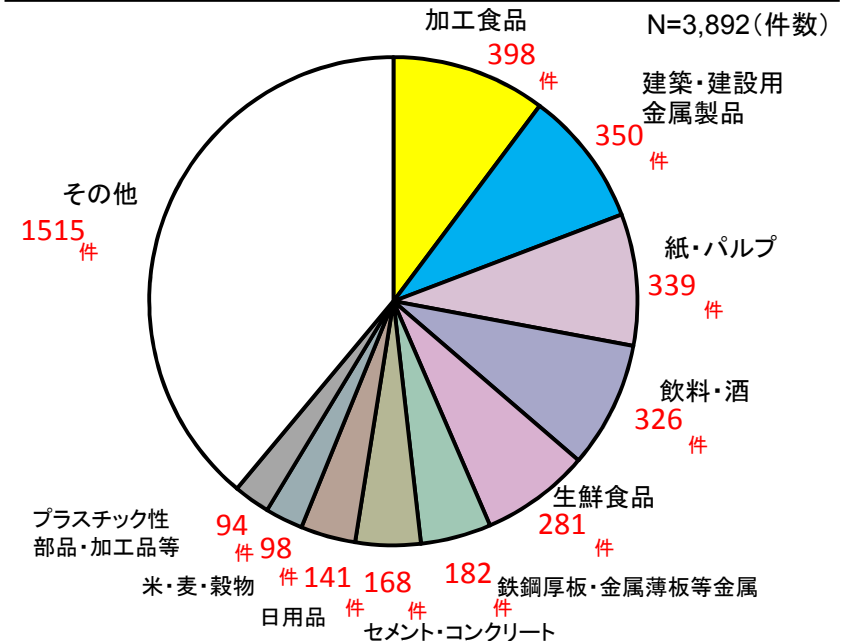
平成30年5月30日
第4回関係省庁連絡会議資料

- 他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあるトラック運送業の将来の担い手を確保するためには、荷主等の理解・協力なども得つつ、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていく必要がある。
- 一方、輸送品目によって輸送等の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待ち件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図るとともに、各都道府県ごとに発着荷主及び運送事業者が参画して長時間労働の改善を図るために実施したパイロット事業のノウハウの展開等を行う。

検討事項のイメージ

- ・現在生じている課題についての関係者間の認識の共通化
- ・輸送品目ごとのサプライチェーン全体における生産性向上等に関する課題の抽出
- ・改善策について、パイロット事業により得られたノウハウも活用しつつ関係者間で検討・検証
- ・改善策についての展開・浸透

30分以上の荷待ち時間が生じた件数(輸送品目別)



加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。
- パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- 昨年7月に実施した荷待ち時間の調査において、加工食品関係が件数が最も多かったことも踏まえ、加工食品における物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。
- 関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

矢野 裕児 流通経済大学教授（座長）
 堀尾 仁 味の素株式会社理事 食品事業本部 物流企画部長
 小谷 光司 三菱食品株式会社ロジスティクス本部
 戦略オフィス室長
 鷲野 博昭 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
 QC・物流管理本部物流・生産管理部
 東日本物流管理 副総括マネジャー
 戸川 晋一 株式会社ヤオコー取締役情報システム部長
 兼ロジスティクス推進部長
 谷 章 一般社団法人日本スーパーマーケット協会
 会員サポート部長
 北條 英 （公社）日本ロジスティクスシステム協会
 JILS総合研究所 ロジスティクス環境推進センター
 センター長
 西願 廣行 日本冷蔵倉庫協会副会長
 飯原 正浩 株式会社丸和運輸機関常務執行役員
 坂本 隆志 全日本トラック協会食料品部会 部会長
 村西 正実 全日本トラック協会 審議役

【行政】

黒澤 朗 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
 宮浦 浩司 農林水産省食料産業局食品流通課長
 東野 昭浩 農林水産省食料産業局食品製造課長
 伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ
 消費・流通政策課物流企画室長
 山田 輝希 国土交通省総合政策局物流政策課長
 多田 浩人 国土交通省大臣官房参事官（物流産業）
 平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長

※第1回懇談会を6月29日に開催

第1回開催時の主な意見

- トラックドライバーは早く行って待機する習性があるため、荷主都合による荷待ち時間の定義が難しい。受付予約システムの導入が必要と考えている。
- パイロット事業でも好事例は必ず荷主の協力により実現している。サプライチェーンで真荷主と委託を受けた者がいる場合、真荷主でない方は改善に取り組もうとしない。サプライチェーン全体で待機時間の削減やパレット利用等の改善をしていくことが必要。
- パレットのサイズに違いがあり、11と12、それからビールパレットもある。また私有パレットの場合は持ち帰るためパレット間の積み替え作業が発生する。一貫パレチゼーションができると画期的に拘束時間が少なくなる。
- 時間指定（ジャストインタイム）と少量多頻度化は事業者の処理能力を越える要因になる。
- リードタイムを半日長くしたらどうなるだろうか、あるいは1日長くしたらどうなるのか、そういったことを検証できたらいいかと思う。
- 賞味期限の3分の1ルールの見直しもやって頂きたい。検品のルールも荷主、倉庫業者、トラック事業者バラバラである。
- 倉庫で問題になるのは貨物の集中波動。商流の締め関係で月末か月初に集中しているがここを見直していきたい。
- 各流通における在庫をどうするか。在庫を持つのは悪だと言われている。在庫についてルール化し全体で考えていかないと、在庫を持たない方に進んでしまい、そのしわ寄せは物流事業者へ行くことになる。

パイロット事業から得られた加工食品物流における課題

	メーカー	卸売、倉庫	小売
1. 荷待ち時間	・到着順受付が基本ルールとなっている。 ・出庫データが当日午後にならないと出ない。 ・製品の準備遅れにより荷待ちが発生。	・多品種商品のピッキングが必要なため、荷出しに時間を要し、待機時間が長時間化。	・先着受付制のため、早朝に車両が集中し、待機時間が恒常的に発生。
2. 荷役時間	・小ロット多品種発注となっている。 ・積載量の低下との理由で手荷役が行われている。 ・ピッキングが常温品と冷蔵品の区別なく行われるので、ドライバーにて常温品と冷蔵品の積替作業が発生。	・パレットの規格が統一されておらず、パレット間の積替作業が発生。	・店舗への納品口が急傾斜のため、台車に積み替える等の作業が発生。
3. 事前情報提供	・生産状況の連絡遅れが生じている。 ・出荷時刻が不明確であるため、ドライバーに早めの出勤が求められ拘束時間が長くなっている。	・製造された商品の出荷前検査が遅延する情報等を予め共有されていない。	—
4. その他	・二重検品(メーカーとトラック事業者)となっており作業時間を要する。	・順番待ち車両が構内に滞留しており、パースの回転率が悪い。	・カゴ車の貸し出しによるカゴ車納品を行っているが、カゴ車が借りられず待機させる場合もあることから、貸出ルールの見直しが必要。
	・発荷主から着荷主までパレットの一貫パレチゼーション化がされていない場合は、パレットの回収作業が生じる。		

日時: 平成30年5月9日(水) 13:00～14:30
場所: 中央合同庁舎3号館 11階 特別会議室

主な議事内容

「持続可能なトラック運送機能を確保していく上での共通認識の醸成について」

上記議題について、各委員及びオブザーバーより下記のような意見があった。

- 運送事業者にコンプライアンス違反となる運行を強いることのないよう、ガイドラインを通じて荷主側に示す必要がある。
- コンプライアンス違反が運送事業者側だけの問題ではなく、違反の際には荷主側にどのような問題が生じるかを、手引き等を通じて荷主側にも問題意識を持たせるべきである。
- 荷主側から運送事業者にコンプライアンス違反となる運行を強いることのないよう、荷主勧告制度の実効性をあげていくとともに、独禁法・下請法の観点から他省庁とも連携して取り組みたい。
- 参入規制緩和・事後チェック型の運送業において、きちんとチェックを行えることが、コンプライアンス違反の事業者と、それに関与する荷主への対策に直結する。

上記の意見を踏まえ、荷主と運送事業者双方で持続可能なトラック運送機能を確保していく上での共通認識をもち、適切な取引環境をつくることができるように、手引き書を作成する予定。

コンサルティング事業の実施

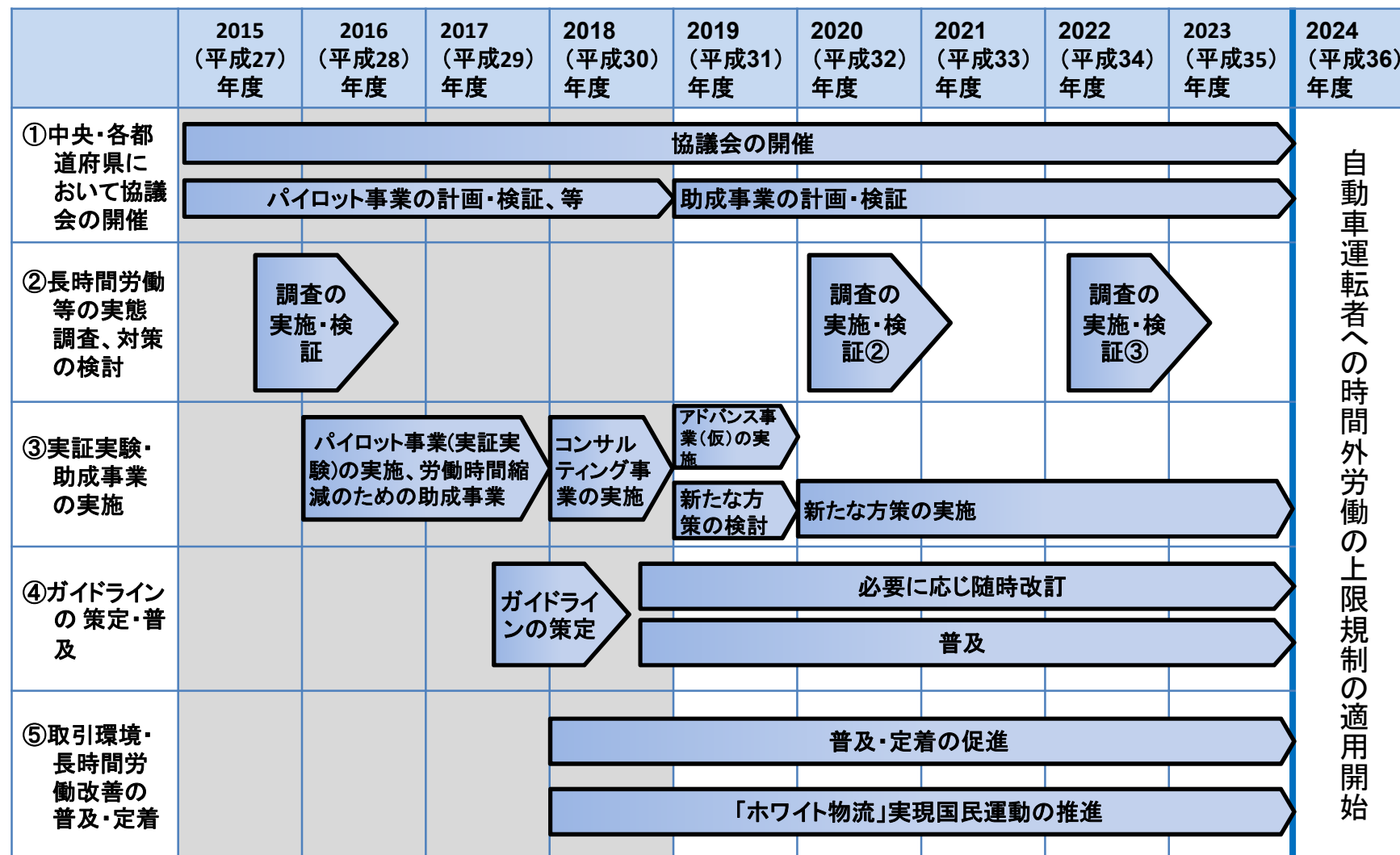
- 平成28～29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業を実施
- パイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施（以下の16地域）

※実施地域 北海道、青森、秋田、東京、新潟、富山、静岡、愛知、岐阜、大阪、和歌山、広島、山口、香川、宮崎、鹿児島
- 引き続き、発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を検証予定
- 取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

想定される取組み

- トラックドライバーによる荷役作業の負担軽減
- 中継輸送によるドライバーの拘束時間の削減
- モーダルシフトによる拘束時間の削減

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けたロードマップの改訂案



※2023(平成35年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

ガイドラインの横展開(今年度の予定)

- ガイドライン策定後、年度内に開催される地方協議会の場を活用し、荷主団体等に対し説明会を開催予定
- 全国数か所において、トラック事業者、荷主企業等を対象としたセミナーを年度内に開催予定(実施地域、実施時期については未定)



来年度も引き続き、周知・浸透を図る予定